

東京都立図書館協議会 第22期第5回定例会議事録

平成18年3月13日（月）

東京都庁第二本庁舎31階 24特別会議室

午前10時～午前11時19分

出席者名簿

委 員

(欠席者)

糸賀雅児委員	岸田和明委員	尾城孝一委員
小林麻実委員	坂本光一委員	日高芳一委員
佐藤芳孝委員	島田京子委員	山川登志行委員
竹内利明委員	長谷川豊祐委員	
宮田 穰委員		

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 総務課長 企画経営課長
サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長 日比谷図書館長事務取扱
多摩図書館長事務取扱

教育庁

教育庁参事 社会教育課長
事務局 企画経営係長 企画経営担当係長

配布資料

東京都立図書館協議会第22期第5回定例会次第

第22期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

座席表

「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」(答申案)

東京都立図書館協議会 第22期第5回定例会

平成18年3月13日(月)

午前10時00分開会

【議長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第5回の東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、例によって事務局から資料の確認等をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、資料の確認をさせていただきます。都立図書館企画経営課長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座らせていただいて、失礼いたします。

お手元の資料でございますが、右上に資料番号を振ってございます。まず、資料1、本日の次第でございます。それから、資料2、委員の皆様の名簿でございます。資料3、図書館幹部職員等の名簿でございます。資料4、本日の座席表でございます。それから、資料5、答申案でございます。両面印刷になっておりますが、本文が12ページ、最後に参考資料として13、14ページとついております。

資料につきましては以上でございます。

もう一点、この会の情報公開について申し上げます。

当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、議事録を作成し、公開するとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたします。

なお、非公開にする必要があると考えられる場合には、その都度、皆様にお諮りして決定していただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の傍聴者は3名でございます。

事務局からは以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第でございますように、第22期図書館協議会の答申をすることになっております。

本協議会は、平成16年10月に都立図書館長から「調査研究図書館におけるサービス

のあり方について」の諮問を受けまして、これまで4回の定例会で審議を重ねてまいりました。そして、前回の第4回の会議、昨年8月26日でしたが、そこで皆様にお諮りいたしまして、作業部会を設置いたしまして、答申文を作成していただくことにいたしました。作業部会では、昨年11月26日と本年3月3日の2回の開催を通じまして検討を重ねていただきまして、答申の原案の作成をいただきました。その後、委員の皆様には文書でお諮りをいたしまして、ご意見を伺った後、さらに調整を行っております。部会長の糸賀先生を初め、作業部会の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

それでは、作業部会の糸賀先生から今回の答申についてのご説明をお願いいたします。

【副議長】 それでは、今回の答申の案につきましてご説明させていただきます。お手元の資料の5ということになります。

初めに、きょう配られた資料のほんとうに一番最後になりますが、資料5の14ページに協議会委員の名簿とともに、一番下に作業部会の委員の名簿がございます。私のほかに岸田委員、小林委員、長谷川委員にこの作業部会に加わっていただきまして、答申案を取りまとめる作業をいたしました。私は、その作業部会の部会長ということもありますので、きょうこの場で手短に、簡単にご説明をさせていただきます。

それでは、資料5の前のほう、初めに戻りまして、目次というところがございます。初めにこの答申案の全体の構成についてご説明申し上げまして、それから、それぞれの章の内容についてやや詳しく説明するという順序で進めてまいります。

目次を見ていただきますとわかるとおり、今回の答申案につきましては、全部で4章から構成されております。第1章が「はじめに」で、都立図書館の現状、あるいは図書館を取り巻く昨今の情報社会の進展状況、とりわけ利用者に関しまして、自己決定、自己責任が求められる個人というような意識が芽生えてきたというふうなことで、図書館を構成する利用者、そして、図書館を取り巻くさまざまな社会的環境の変化、さらには都立図書館が独自に行っております調査の概要からわかりました図書館に対するニーズの変化といったものについて、触れられております。

次の2章が調査研究図書館としての都立図書館の当面する課題という章のタイトルを掲げましたように、いわば都立図書館にとっての問題を提示した部分であります。どういふふうな問題が当面都立図書館が直面している課題として考えられるのか、それを3つの観点からまとめました。

そして、次の 章が、いわばこの 章の問いに対する答えということになります。 章で問題設定した上で、次の 章でそれに対する回答を5つの観点、5項目からまとめたということになります。

1番目に新たなサービスの展開、2番目に他の機関との連携によるサービスの充実。ここいらあたりは、いわばソフト面でどういうサービスを仕込まなければ、 章で掲げた課題、問題に対する答えにならないのかということで、どちらかという、取り組むべきサービス、仕掛けとして用意すべきソフト、そういうふうなものについて 章の1、2あたりで述べられています。

章の3が情報源の整備となっております。これはいわば、資源としての物をどういうふうに確保し、どういうふうな物を図書館として所有しなければいけないか。図書館ですから、これが情報源ということになります。蔵書構成とか、あるいは最近ですと、さまざまなデータベースの導入というふうなことも考えられます。

その次に 章の4といたしまして、司書の能力開発ということを掲げました。ソフトウェアを用意し、物を仕入れたところで、それを実際に運用し、利用者と接していく、その接点に当たるのは図書館の職員、とりわけ専門職としての司書であります。司書の力量というものの向上も考えていかなければ、せっかく掲げた3の1から3に当たる、いわば問いに対する答えの部分が生かせないことになります。そういう意味で、職員のスキルアップ、レベルアップ、能力開発をあわせて考えなければいけないということで、 章の4に司書の能力開発という項目を入れました。

章の5が目標にもとづく経営の管理となっておりますが、これはいわば図書館全体のマネジメントにかかわることです。つまり、 章、 章で図書館が重点的に取り組むべきサービスの領域を掲げ、 章でそのための物を用意し、それを実現するための人に触れ、それらをトータルで考えていく上でのマネジメント的な視点の必要性を打ち出しているという構成になっております。最後、 章では、それまでの部分で触れられなかったようなことも交えまして、締めくくりの言葉というものを用意いたしました。

そういう 章から 章までの構成になっておりますので、この点をあらかじめ念頭に置いた上で、以下の説明についてお聞きいただきたいと思っております。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページというページづけがあります「はじめに」の部分から概要を説明してまいります。

はじめにの1インターネット社会の進展。これについては委員の皆さんに改めて説

明するまでもないことでありますけれども、図書館を取り巻く環境の中でもとりわけインターネットの大衆化といいますが、インターネットの普及というものは、今後の図書館サービスの展開を考えていく上で不可欠の視点になるうかと思えます。ここにも書かれておりますように、インターネットの普及に伴って、多くの情報がネットワーク上に提供されておりまして、人によっては図書館がなくても、必要な情報は手に入るのではないかとというふうに考えがちな方もいらっしゃると思います。

しかしながら、そうした中で、図書館が信頼性を持った情報にナビゲートしていく役割といったことを考えていかなければ、一般都民の情報活用能力というものは進展しません。そういう意味では、ナビゲーション機能と同時に情報リテラシー支援などの役割がインターネットの普及に伴って、逆に、図書館に新たな課題といいますが、新たな役割としてあぶり出されてくるというふうな状況がございます。

もう少し具体的に説明したのが、その次の調査研究する利用者ということになります。

(1) としまして、自己決定・自己責任が求められる個人。一方で、国全体は小さな政府ということをおっしゃっております。国民みずからが、あるいは東京都の場合で言えば都民みずからが自立した人間になっていくために、自己決定・自己責任の中で個人として適切な意思決定をしていく。そのために必要な情報を図書館が提供していこうという構図が描けるわけでありまして。

それに伴いまして、(2) のところで、図書館に寄せられる新たな期待というふうに掲げましたように、地域社会における個人、企業、自治体、それぞれが課題を解決するために確かな知識や情報というものを迅速に入手することが求められております。そういう意味では、図書館はこれまでも言われてきたように、情報サービスの拠点として多様な資料と情報を整理し、提供する機関ということで、多くの期待が寄せられるという社会的な文脈もございまして。

それをもう少し具体的に裏づけるものとして、(3) 都立図書館の利用者像ということで、先ほども触れましたように、平成 16 年に実施された利用実態調査に基づきまして、利用者からのニーズにどのようなものがあるか。具体的にいいますと、資料が豊富であることを求める方が 74.8% と多うございまして、あるいは落ち着いて調査研究ができることを挙げる利用者の方も目立っております。

一方、図書館政策をめぐる動きというものに目を転じますと、3 の(1) のところにありますように、国の動きといたしまして、望ましい基準の大臣告示の中でも、これからの

図書館のあり方について触れられております。それを具体的に実現するために、一昨年になりますか、平成16年7月には、これからの図書館の在り方検討協力者会議が設置されて、その審議の概要につきましても公表されております。この中で特に都立図書館の答申とのかかわりの中で触れますと、今後の図書館は、課題解決支援機能を充実する必要があるということが、この文科省に設置された協力者会議の報告書の中でも指摘されております。

さらには、同じ文部科学省の委嘱に基づきまして、図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会が、昨年、平成17年1月に報告書を出しておりますが、ここでも課題解決型の図書館がかなり具体的に構想されておまして、これを地域の情報ハブとしての図書館という表現であらわしております。

さらには、国のIT戦略本部が、昨年2月にIT政策パッケージ2005、これは今年に入りまして、ネーミングも変わりました、e-Japan構想の総仕上げの段階でまた新たな報告書が出ておりますが、この中でも地域の情報拠点としての図書館の役割について触れられております。

こういった国の動きがある中で、次に都の動きといたしまして、平成17年8月に第2次都立図書館あり方検討委員会が報告をまとめまして、この中で、広域的な自治体であります都というレベルでの図書館の具体的な取り組みを明らかにしております。

こういうふうな都立図書館を取り巻く内外の動きがある中で、都立図書館として、今後、どういう問題に取り組んでいくべきか、これを幾つか焦点を絞って描き出したのが、次の章、調査研究図書館としての都立図書館の当面する課題ということになります。

ここではまず最初に、ニーズの多様化への対応ということで、今も紹介しましたように、インターネットの普及とか、利用実態調査からの指摘等々、利用者のニーズが多様化していて、おそらく10年前と比べると、これが劇的に変化しているというふうなことの指摘をさせていただいております。

2ページ一番下の段落のところでは、Eメールによるレファレンスの増加ということで、直接図書館に来ないで、図書館のいろいろな資源を活用しようという利用者も増えてきている。いわゆる非来館型の図書館利用の増加ということについても、これに取り組むことが都立図書館としての大きな課題であるということの指摘をさせていただいております。

次に、3ページに移りまして、 章の2、限りある経営資源の配分。今も述べましたよ

うに、利用者のニーズは多様化し、少なくとも10年前と比べると、大きく変化しております。それに対する図書館としての対応ということを考えていかなければいけません、図書館が手持ちの資源を単純に、そのニーズの多様化へ対応するために増やせるかということ、これは昨今の自治体の財政状況を考えますと、持っている経営資源、人的資源を含めた経営資源を増やしていくということはいささか難しいということがあります。

そういう意味では、限られた資源の中で、いかに配分の見直しを行い、重点的に取り組むべき課題に対応するような資源の投入を考えていくか、これに知恵を絞らなければいけないということが1つの大きな課題としてあります。つまり、現有資源をいかに再配分することで、この新しい課題に取り組んでいくのかということの答えも考えなければいけないということになります。

そのためには、他機関との連携、あるいは資源の共有を視野に入れた取り組みが必要であろうということをここでは指摘させていただいております。あくまで問題点の指摘にとどまりまして、具体的な答えは 章以下に出てくるということになります。

次の 章の3、求められるサービスの重点化というところでは、今まで挙げてきたことに関しまして、すべてを満遍なく取り組むというよりは、いわば重点的に取り組む項目を挙げて、優先順位をある程度見えやすくする必要があるのではないかという指摘であります。これからの公共図書館には、今も触れましたように、課題解決支援機能の充実やネットワークを活用したレファレンスサービスの拡充が求められるわけですが、そのために取り組む項目としてどこに重点を置くのか。言い方をかえると、優先順位が高い項目は何なのか。そこをもう少し具体的に示す必要があるだろうということになります。

以上は、いわば大きく掲げた問題、当面の課題ということになります。 章以下では、これに対するいわば具体的な答えといえますか、都立図書館としての処方せんを描き出すということになります。

章の1で新たなサービスの展開。今も 3のところでも申し上げましたように、サービスの重点化を考えたときに、重点を置くべき情報サービスの分野が何なのかということが、 章の1の(1)重点分野における情報サービスということになります。

ここでは、総論といたしまして、調査研究図書館機能の充実とか、ハイブリッド図書館、これはデジタルとアナログを共存させる、混合型の図書館という意味でのハイブリッドであります。ハイブリッド図書館への移行が避けがたい状況にあるということを指摘した上で、具体的な重点分野を挙げております。

まず初めに挙げましたのは、首都東京として、都市の問題への取り組みということであり、3ページが一番下に、都立図書館は、東京の都市としての活動や機能を情報面から支援する役割を担っている。4ページが一番上につながりますが、ということで、首都東京として都市問題に取り組むという姿勢を1つの重点項目として掲げる必要があるのではないかとのこと。

2番目といたしましては、近年、国内の図書館でビジネス支援サービスに取り組む図書館が増えてきております。こうしたことを背景に、都立図書館としても創業、起業、あるいは職業にかかわるサービスに取り組むことが必要ではないかということをおうたっております。とりわけ個人事業主や商店街、地場産業といった大企業とは異なった対象者であります。なぜなら、大企業や大きな研究機関にはそれに附属するような図書館が整備されている場合がありますが、個人事業主や商店主、あるいは最近ですとSOHOというふうな形で、極めて小さな営業規模で活動する企業家がいるわけですね。よくマイクロビジネスというふうな表現とか、零細企業というふうに言われております。こういった方々への情報提供ということも都立図書館の大事なサービス課題として検討していくべきだろうということをお指摘させていただいております。

そのほかに市民生活に欠かせない情報として、医療情報サービスの領域があります。我々の健康とか、体調管理といったことはそもそも人間として生活を営んでいく上で欠かせないものであります。医療に関する関心が高まっております。都立図書館では既にご存じのように医療情報コーナーを開設したり、闘病記文庫といったものも設けておりますが、こういった健康とか、医療にかかわるもの、言い方をかえますと、患者とか、患者を含めた家族の自立を支援するということにもつながってまいります。

もう一つの領域として、今後、公共図書館が大きく注目される領域として考えられるのが、法律情報サービスであります。これも皆さんご存じだと思いますが、平成21年5月までにいわゆる裁判員制度が開始されることになっております。法といったものの存在を身近に感じ、日常生活の中で法というものを通じて問題を解決していくということの必要性が高まることが予想されます。そういう意味でも、法律面を一般市民の方々が、一般都民の方々が身近に感じる窓口で問題解決をしていく。そのための支援を都立図書館がやっていき、都立図書館がさらには都内の市区立の図書館を通じて、こういった都民と法の接点にあって法律をめぐる問題解決を支援していくということも、今後大きくクローズアップされてくることが予想されます。

そういう意味で、こういったサービス領域を掲げ、同時に、最後に、4ページの一番下になりますが、地方公共団体への情報提供、きょうのこの都立図書館の協議会も都庁舎中の会議室をお借りして進めておりますけれども、こういった東京都全体のために仕事をしている都庁の職員への行政情報提供、あるいは行政支援といったことも必要だろうと思います。結局、東京都にお勤めの職員の方々は、都民全体への奉仕ということであるいろいろな仕事をされているわけで、それを都立図書館が支援することは、言ってみれば、都民全体へ効率のいい情報提供をしていくことにもつながります。そういう意味では、これは既に国内の幾つかの図書館で同様の行政支援サービスを始めております。最近では、鳥取県が県庁舎の中に県立図書館の分室を設けて、鳥取の県庁舎に働く行政職員へのサービスに着手したということもございます。そういう意味では、都立図書館もいち早くこういった行政支援に目を向ける必要があるのではないかという指摘であります。

重点的な領域だけではなくて、その次に、個々のニーズに応じたサービスということを掲げました。これが5ページであります。冒頭で触れましたように、ハイブリッド図書館への移行ということはもはや時代の趨勢であります。そういう意味では具体的にインターネットの機能といいますか、ネットワーク上の情報資源とうまく図書館が持っている資源とを組み合わせた情報の提供形態が考えられるだろうということで、ここには具体的にアからキまでのサービス形態を提案させていただいております。

Eメールを使った文献送付サービス。これは図書館の世界で、しばしばドキュメントデリバリーというふうな表現をされておりますが、文献送付サービスも考えられますし、あるいは利用者のニーズに合わせてサービスをカスタマイズすることができるようなマイライブラリーのサービス。

あるいは、自宅から各種のデータベースを直接図書館に来なくても利用できるという、リモートサービスの1つということになりましょうが、データベースを自宅や職場からも利用できる。

さらには、オンラインチュートリアルで、図書館の利用方法について24時間いつでもアクセスできて、利用者が好きなときに利用方法について学ぶことができる。そういうオンラインチュートリアルの仕組み。

あるいは、特定主題に応じたサブジェクトガイド。パスファインダーというふうに言っているようなものもここで言うサブジェクトガイドの1つに当たろうかと思えます。調べたいこと、問題、それに応じたさまざまな情報資源にナビゲートするような仕組み。

こういうふうなことも、インターネットを活用すること、あるいはホームページを活用することで、従来に比べたら、格段に取り組みやすくなった。そういうふうな新しい情報コミュニケーション技術は積極的に導入していくべきだろうということで、こういうふうな提案をさせていただいております。

また、これとはやや位相が異なりますが、図書館側の仕掛けとして、カヤキに挙げましたチャットレファレンス、レファレンスカルテ、あるいはデジタルレファレンスサイトの運営といったことも将来の取り組みの中で考えていくべき項目として挙げられるだろうと思います。

次に、 章に、他の機関との連携によるサービスの充実について説明させていただきます。

(1)として、レファレンス協力の仕組みを挙げました。都立図書館もこれまで国内的には質の高いレファレンスサービスを提供してまいりましたけれども、このほかにも、それぞれの都道府県立図書館で、また、それぞれにレファレンスサービスの充実ということを図っております。

とりわけ国立国会図書館では、昨年12月からレファレンス協同データベースの一般公開ということを進めておりまして、レファレンス質問への回答データの蓄積が全国的に進んでいるという実態がございます。これを受けて、都立図書館でも、いわば協力の仕組みの先導的な役割を果たしていくべきだろうということで、やや具体的な質問、回答プロセスの蓄積のあり方について提案させていただいております。

同じく、資源の有効利用という意味で、図書館が持っている資料の有効活用ということとその次に挙げさせていただいております。都立図書館では、従来から協力貸し出しということで、都内にあります市区町村立図書館との連携を進めてまいりました。本の所蔵状況についての情報が瞬時に得られるという総合目録の仕組み、あるいは横断検索の仕組みというものもかなり整備されてまいりました。これらに加えて、大学図書館や各種の専門機関との連携も進めていくことで、それぞれの図書館が保有する資源の有効活用が図れるだろうということで、これは従来から言われていることの繰り返しになる部分もございませんけれども、それを一層進めることの必要性について指摘させていただいております。

次に、7ページに移りまして、 章の3、情報源の整備というところをごらんください。先ほど申し上げましたように、サービスを充実させていく上では、その裏づけとなります情報源そのものを充実させなければいけません。この場合に資料、蔵書の増加ということ

も当然考えられますが、これまでの都立図書館にとって、やや手薄だったのが、オンラインデータベースであります。各種のデータベースが整備されてきて、さらに検索の機能も以前に比べると大変充実してきた。いわばユーザーフレンドリーといえますか、利用者の方にとっても大変使いやすいデータベースや機能が増えてきた現状にあります。こういうふうなものについて都立図書館も今後は積極的に導入していくべきだろうというふうに提案しております。

ただ、この際に、その課金といった問題が出てまいります。7ページの下のほうになりますけれども、商用データベースについては多くの品質の高いサービスが提供されております。都立図書館でも、今後はこうした商用データベースの充実を図る必要があるわけですが、基本的な内容の商用データベースは無料で提供していくべきだろう。とりわけ図書館向けの料金体系として定額制の料金体系を用意するベンダーが増えております。図書館では年間一定の金額を払えば、あとは利用料に関係ないという料金体系であります。これを導入すれば、図書館でも個々の利用者から個別にお金を取る必要はない。そういう課金の必要性は発生しないこととなります。そうした努力はするべきだと思います。

その一方で、高品質な情報サービスを提供するため、受益者負担の観点から利用者にとって一定の費用負担を求めることを検討することも必要だろうということで、より質の高い情報提供をしていくために課金という選択肢もあり得るのではないかということに言及しております。

その次に、(2)豊富な専門資料群の収集と保存ということで、オンラインデータベースだけではなくて、紙媒体の資料であっても、この収集と保存の仕組みについて一方で考えていかなければいけません。すべての情報がネットワーク上にあるわけではなくて、従来のような紙媒体で出されるものもあるということになります。

一方、利用者からのニーズを見ましても、都立図書館の場合に資料が豊富であるということを利用の理由に掲げる人が多いということもありまして、収集量を減らすことはできません。そういう意味では、一定水準の収集を続けていき、同時に、それを保存し、長期間にわたって利用できるような仕組みということも考えていく必要があります。この場合に、資料は本だけに限らず、ここに挙げましたような年鑑、年報、新聞、雑誌といった活字媒体だけではなく、CD-ROMやデータベースといったデジタル資料といったものの収集利用提供体制の整備といったことも必要になってくるものと思われまます。

その次、 章の4が司書の能力開発であります。これは冒頭でも触れましたが、どんな

に仕掛けをしたところで、それを実際に利用者に対してサービスし、提供していくのは職員ということになります。司書の能力開発を一方で図っていかなければ、器とか、資料だけが充実して、肝心の提供する仕組み、人的サービスの面が手薄になってしまうという危惧もあります。そういう意味では、(1)に掲げたような専門主題に関する能力を一層開発していくことが必要だろうと思います。

先ほど、重点を置くべき分野としてビジネス、医療、法律等を挙げました。こういう分野についての専門知識もある程度なければ、高度な情報ニーズに対応できないということになります。そのためには、各種の研修会に職員を送り出すことであるとか、大学の、例えば科目等聴講生のような形で、大学の授業に出ることで専門分野のカレントな知識を吸収し直すということも必要になってくるだろうと思われまます。とりわけここにも書きましたような情報源として、人とのつながりというのが大事であります。人脈を広げるという意味でも、多様な研修の機会に職員を送り出していくことが必要になってくるだろうと思います。

この中で、特に今紹介しておきたいことは、8ページの一番下ですね。司書自身による学びを奨励し、支援するため、図書館、あるいは都教育委員会によってみずから学ぼうとする司書にとって学びやすい環境の整備を図ることが必要であります。また、そのような積極的な司書について、研修の成果を高く評価するような評価システム、そういったものの整備も今後は求められることとなります。その点だけあえて言及させていただきました。

さて、職員の能力開発につきましては、主題だけではなく、(2)情報リテラシーについても新たに身につけ直す必要が出てまいります。既に図書館がハイブリッド化に進み、紙媒体だけではなく、つまり、アナログ資料だけではなく、デジタル資料とか、ネットワーク上の情報源についても活用する必要が出てまいります。そういう意味では、新たに両方を使いこなすという、その情報リテラシーが求められます。デジタルもアナログも紙媒体も電子媒体もということになります。そういう意味では、都立図書館としても急速なIT情報技術の進展に対応するため、各種の研修機会をとらえて、情報リテラシーをまずは向上させる必要がある。それがひいては都民の情報リテラシーの水準の向上に還元されていくということになります。

ウェブページ1つをとりにしても、図書館に来なくても必要な情報源が手に入る。民間でさまざまな魅力的なウェブページがつくられております。それに負けないだけのウェブページを構成していく力がなければ、なかなか都立図書館のホームページにアクセスして

もらうことも難しくなります。そういう意味では、こういった新たな図書館職員に求められる情報リテラシーの習得といったことも欠かせない要件の1つになってまいります。

(3)といたしまして、サービス企画力及びコミュニケーション能力であります。従来、図書館の職員に欠けているものとして、外部とのコミュニケーション能力。最近ですと、交渉能力というようなことも求められております。他と折衝し、図書館にとって必要な資源を獲得してくるという意味での対外的な折衝能力、交渉能力というものも求められます。ここでも経営大学院とか、ビジネス分野のレファレンス担当者の養成といったことで、大学院レベルの教育機関との連携というふうなものも考えられます。そういった意味では、東京都の場合、首都大学東京との関係構築が比較的やりやすいような立場にあるとも思われます。そういうふうな利点も生かした上で、職員の能力向上を図っていくことが求められるだろうと思います。とりわけ企画力といったもの、新しいニーズに対応し、社会の状況の変化に対応した図書館サービスを企画していくという力が身につくようなスキルアップの方向を考える必要があるだろうと思います。

さて、5のところでは目標にもとづく経営の管理ということで、先ほども触れましたようなマネジメントの視点、そういう視点を挙げております。つまり、いろいろと仕掛けについては申し上げましたけれども、それを全体としてマネージしていく力であります。特にここでは、試行してみたといいますが、試しにやってみたサービスがどのような成果を上げているのかということをきちんと評価することの必要性であります。特に最近の行政評価の中では、単なるインプットやアウトプットの評価だけではなくて、その行政サービスがどのようなアウトカムをもたらしたのか、都民にどういう成果をもたらしたのかといったことを見ていくことが必要であります。そういったアウトカムの評価の方法についても図書館情報学の世界で種々考案されております。都立図書館に合った形でそれらを導入していき、適切に評価した上で、またサービスを見直しをしていくという。このサービス評価の冒頭に掲げたようなプラン、ドゥ、シーといった体制の中で、適切にサービスを評価し、また新たなサービスを企画、考案していくということが求められます。

そして、11ページの(2)のところでは経営資源の配分の見直しということを当初の問いに対する答えの一部として掲げました。一般には経営資源はここにも挙げたような人、物、金というふうに言われております。図書館の場合に職員や施設設備、資料、予算といったものが考えられます。これらを具体的にどう配分を見直すかといったことで、ここにはストックとフローの見直しとか、あるいは直接来館した利用者へのサービスと、先ほど

来触れております非来館型の利用への資源配分の見直しといった、やや具体的な観点からこの可能性について言及しております。

以上、問いに対する答えを幾つかの視点からまとめるのが 章までの構成であります。

最後、 章にそれまでのところでは触れられなかったものも含めまして、やや広い視点から、今後の都立図書館が目指すべき方向性を打ち出しております。

11 ページの一番下のところに、こうした時代状況にあって、都立図書館は、首都東京の情報拠点としてこれまでのサービス実績を踏まえつつ、近未来の図書館をリードする先駆的な役割も期待されているというふうなことで、少し前向きな姿勢で都立図書館として取り組んでもらいたいという姿勢を打ち出しております。

また、一番最後のところになりますが、いずれにしても、東京都全体にサービスする広域図書館としての役割と、蔵書230万冊を超えるという国内でも有数の大型図書館としての役割を十全に果たすため、インターネット普及の時代にふさわしい調査研究図書館としての機能を改めて追求して行ってもらいたい。東京都の図書館資源の一部が区に移管される。日比谷図書館の千代田区への移管ということが既に打ち出されております。図書館資源の一部が区に移管されようとも、これを機会に経費の節減を新たな図書館資源の効果的投資に振り向けていくべきであり、調査研究図書館の進化にいささかも遅滞があってはならないということで、前向きに新しいサービスの充実ということを打ち出していくべきだろうという提言をして、この答申を締めくくるという構成になっております。

詳しく説明し過ぎた嫌いもあるかもしれませんが、以上のような趣旨で答申案をまとめさせていただきました。

【議長】 どうもありがとうございました。それでは、お手元の文案で皆様方の承認を個別に一応いただいているわけでございますけれども、この場で改めて決定させていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございました。それでは、今回の答申をこれで決定させていただきます。

資料にございます答申案の「案」をとっていただきたいと思います。この答申には、調査研究図書館におけるサービスについて、多岐にわたる内容が盛り込まれております。長期のスパンで実現を目指す内容も含まれておりますけれども、新しい時代の図書館サービスに生かされますよう取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、僭越ではございますけれども、私の方から館長に答申をお渡しいたしたいと思いをします。

(答申書手交)

【都立中央図書館長】 私のほうから一言御礼を申し上げます。

ただいま坂本議長から、「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」という答申をいただきました。この間、図書館協議会として大変熱心にご議論いただき、また、実際執筆を担当された作業部会の委員の皆様には大変なご尽力をいただいたというふうに思っております。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただいまこの内容についてかなり詳細なご報告をいただきまして、図書館を取り巻く環境の変化、あるいは都民のニーズの変化、それに対して私どもの都立図書館がどういう課題で、どういう方向に向かって取り組んでいくべきかという大変貴重な提言の内容だというふうに思っております。

この図書館協議会の検討と同時並行的になりますが、昨年8月にもご報告申し上げましたけれども、第2次あり方検討委員会の報告を受けまして、今、教育委員会の中で、その内容を具体化すべく実施計画の策定の作業を進めております。本日いただきましたこの内容につきましては、ただいま作業を進めております実施計画の中に可能な限りその考え方あるいは具体的な方策ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

本日で答申をいただいて第22期の図書館協議会の大きな役割を終えていただくことになると思いますが、どうぞ引き続き私どもの都立図書館に対してご指導、ご援助をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

【坂本議長】 ありがとうございました。第22期協議会の極めて中心になる諮問に対するお答えをいたしましたので、本日をもって一応重要な役目は終わったというふうに考えておりますけれども、今お話がありましたように、若干任期が残っているようでございます。

それでは、あとはフリートークということで、何かご感想その他、館長もおりますので、この際言っておきたいということがございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いしたいと思います。

【委員】 感想ということで、2点ほどお話しさせていただきたいと思いをします。

今回の作業部会に当たられた委員の皆さんにほんとうに敬意を表したいと思います。大変だったと思いをします。読ませていただきまして、全体に、最初の案の段階で読ませていた

いただいた段階でも共感するところが非常に多く、すばらしい内容でできているというふうに思いました。

こういう中で、二、三質問させていただいて、それについて変えていただいて、反映もしていただいておりますので、内容的には私の方のビジネス支援に関してもいろいろ書いていただいていると思っております。ただ、この中で、今後検討していただきたいビジネス支援の1つの方向として、コミュニティビジネスというものを図書館が支援していくということがあります。この1月、2月あたりから熊本県立図書館、鳥取県立、岡山県立、香川、四国、ずっと回ってきまして、各地のビジネス支援に関するセミナー等の講師等をさせていただきながら、地元の人と議論してきて、都立中央図書館がどこまでコミュニティビジネスを支援するのかというのは若干違うかもしれませんが、地方の図書館においてビジネス支援の中心はコミュニティビジネスの支援ということが1つ重要な課題になるだろうと。コミュニティビジネスと言っているのは、いわゆるNPOに近いんですけども、NPOだけではなくて、企業も含めて、NPOで言えば事業性のある事業ということですかね。要するに、全部無料でサービスを提供するのではなくて、受益者から一定の対価をいただきながら活動していく。そういうような活動というのは、これから地方の活性化において非常に重要だろうと思っております。

そういう中で、図書館というものが場所を提供する。資料を提供する。それから、いろいろなレファレンスでサポートする。そういうことを含めて、総合的にビジネス支援の中で、コミュニティビジネスの支援というのが地域の活性化の中で重要になる。コミュニティビジネス自体が地域の産業の活性化のためにこれから地方で重要になると考えておりますので、その辺のことを、今回の答申の中に盛り込むことはできておりませんが、ご検討いただきたいということが1つです。

2つ目に、地方の図書館を回ってきて、やはり今回もここで指摘されておりますけど、資料費の充実ということですね。岡山県立図書館あたりを見てきて、2005年度の県立図書館の中でトップクラスの資料費を計上しているということもありまして、もちろん、ここで言っている各種サービスというのが、資料があるだけではだめ、ハードがあるだけではだめというのは、もちろんそのとおりなんですけれども、やはり図書館の基本は資料だなと。資料が充実していれば、逆説的な言い方ですけども、多少サービスが不十分でも図書館の魅力というのはやはりすごいものであるなというのを痛感しました。

岡山があれだけの資料費を使って、新しいハードを整えたこともありますけど、平日で3、

000人から3,500人、土日に4,000人から4,500人来ている。それが1年半たってまだ続いているという状況ですね。そういう現場を実際に土曜日に見せていただいたりして、やはり本の魅力というのを非常に強く感じました。

都立が今回日比谷図書館の問題も含めて重点化するの、重要なことだと思います。ここにも書いてありますけど、重点化した結果として、それが全部削減されるということではなくて、もう一度資料費という面では、都立は日本を代表する図書館として、最高の資料を整えるということにもう一度チャレンジすべきではないかと。ここに書いてある答申のとおりですけれども、それをもう少し鮮明に打ち出していくべきではないかというのを強く感じたという、2つ感想ですけれども、この中でちょっと言わせていただきたいと思いました。

【議長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 私も感想なんですけれども、先ほど人材育成のところ、司書の育成ということ、これを強調されたんですが、私もキャリア的に広報にかかわってきたものですから、こういった新しい役割とか、さらにもう一回見直して、重要な役割に関しての、広報機能というの、かなり節目においては非常に重要になってくると思いますので、強化が必要ではないかと感想を持ちました。

東京都としての広報機能もかなりありますし、都庁にはもちろん記者クラブ、MXに対する投資もあります。ウェブというのはどうしても受け身的なメディアなので、意外に伝わらない部分が多くあるんですが、いろいろなメディアを駆使しながら、図書館というのがこれからの時代にとってこういう役割があるんだとか、話題性を生み出すような広報機能をうまく発揮できていけば、さらに注目度は上がってくる。ですから、そういった面でのことも行政機能とも連携しながら、ぜひ展開できるとすばらしいと思いました。

【議長】 ありがとうございます。ちょうど図書館の館長以下、全部出ておりますので、さらにご感想がございましたら、コーヒーでも飲みながら気楽にご発言いただきたいと思いますが……。どなたからでもどうぞ。

【副議長】 じゃ、少し補足させていただいてよろしいですか。今、お二人の委員から答申に基づいて具体的なご意見を言っていたわけなんですけれども、今、委員が言われたコミュニティビジネスへの図書館の取り組みですね。おっしゃるとおりで、東京都としてどこまでコミュニティビジネスというものに取り組むことができるかという、ややきめの細かい地域への情報提供の一環なんだろうと思います。そういう意味では、コミュ

コミュニティビジネスそのものへの取り組みはひょっとすると、東京都内の市区町村といえますか。問題は都立図書館としての市区町村のサービスをどう支援していくかということなんだろうと思います。コミュニティビジネス支援のサービスのノウハウを蓄積できるような市区町村図書館の体制を支援していくということだろうと思います。もちろん、東京都としてのコミュニティビジネスというのも成り立つだろうと思いますが、まずは市区町村でそういうサービスのノウハウを蓄積できるような、例えば研修を企画したりとか、不十分な資料について、都立が資料費を充実させることで、都内の市区町村立図書館を二次的に支援していくといえますか、協力貸し出しとか、協業レファレンスでということを整えていくということが必要なんだろうと思います。

そういう意味では、日比谷が移管される。蔵書もそのまま移管ということですので、都立図書館としての蔵書は、質、量、低下しないようにしていくということ。それは、国内的にも、今岡山の例を挙げられましたけれども、十分な資料費を持ってやっている県立図書館がほかにもございます。東京都は、人口も多い中で、本だけではない、雑誌とか、行政資料といったものを充実させていくことで、東京都民だけではない、日本全体の図書館へのいわば精神的なよりどころにもなり得るということで、一定水準の確保ということはぜひお考えいただきたい。そういう意味では、都立図書館の協議会としても日比谷が移管された以降の資料費の確保、サービス体制の充実、そういったものについて注目していきたい。あるいは、注目していかなければいけないだろうというふうに思います。

その中で、委員が言われた人材の育成について、官だけではないというんですかね。民間の手法とか、民間での研修の場も考えていくべきだろうと思います。実は、作業部会のやりとりの中で出てきた話で、この答申の中には、そこまで書き込む必要もないだろうということで書き込まなかったわけですが、民間のサービス機関、例えば私なんかはホテルとか、デパートといったところで、いろいろと経営の手法について学んだり、接遇について見直したりといったことも必要なんだろうと思います。そういう人材育成とか、あるいはコミュニケーション能力、さらには委員が言われた広報ですね。言ってみれば、いかに図書館を売り込むかというふうなセンスについても磨いていくべきなんだろうと思います。

そういう意味では、コミュニティビジネスの一環とも言えるかもしれないし、地域の中で民間がやっている手法、それを単純に官に移せばそれだけでいいとも思いませんけれども、取り入れられるべきものは取り入れていくという姿勢が必要なんだろうと思います。その辺は答申の中に書き込めてありませんけれども、おそらく行間を読み取っていただけ

れば、そういう姿勢を打ち出しているということも酌み取っていただけるだろうと思いました。

【議長】 ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

【委員】 今までのお二人の委員の話と重なって申しわけありませんけど、1つは、コミュニティビジネスが、事業型ということを中心にお話しされていましたが、事業型だけではなくて、市民活動としてのNPOですね。特に東京都では、かなり専門的な分野、人権問題やいろいろな専門的な分野への活動が活発ですが、地方のNPOはこういった情報が非常に少ないと思います。そういう意味では、市区町村との連携も含めて、そういう情報の中心になるということがとても重要になってきているのではないかと考えております。これからの裁判の仕組みとか、そういうことも含めて、NPOの活動にかなりかかわってくると思いますので。

もう一点ですが、委員のおっしゃった広報にもつながると思いますが、先ほど、評価の仕組みの話がございました。評価の仕組みを単に中だけで終わらせるのではなくて、オープンにしていくこともとても重要なのではないかと思います。私も民間企業から私立大学に移りまして、図書館についても関係してまいりますので、他大学の事例などを拝見しております。図書館の中にいろいろな質問とか、意見がございますが、ある私立大学では、それがA4の紙で、上半分が質問になっていまして、下半分がそれに対する答え、答申ですね、それがきちっと、そのときは20枚ぐらいでしょうか、張り出されているんですね。きれいな形で。それで、一々尋ねなくても、共有の質問があれば、そこで見られるということがありますし、また、その図書館がこういったことに配慮しているんだとか、内容についても理解できる。これはPRにもつながると思うんですね。ですから、そういったオープンな評価システムを用いながら、なおかつPRにもつなげていくというようなことがあり得るのではないかというふうに思いました。

【議長】 ありがとうございます。館側から何か感想はありますか。

【都立中央図書館長】 じゃ、私のほうから。

何点かいただきましたけれども、特に資料費の問題について、確かに図書館の魅力、特に都立の図書館の魅力というのはそこに持っている資料の内容が大きなウエートを占めるだろうというふうに思っています。これからはそれに加えて、今までの活字に加えて電子情報の取り扱いも非常にウエートが高くなってくる。今、日比谷図書館との関係で、経営資源の配分、見直しというお話もいただきましたけれども、当然、20年に千代田区に移

管するという方針を教育委員会として決定いたしましたので、そういうスクラップ・アンド・ビルドの考え方に立って、具体的にどこを目指していくのか、どこまでのレベルを目指していくのかというのをぜひ実施計画の中で明らかにしていきたいなというふうに思っています。

この間、資料費 運営費そのものがそうなのですが、バブル崩壊後、財政が厳しい中で、かなり長期的に減少してきて、これで大丈夫なのかというご心配を多分いただいているのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、少し長いスパンで、都立の図書館がどういう形で資料というものに取り組んでいくのか。考え方を含めて、ぜひ出していきたい、そんな検討を今しています。

それから、広報についても、いろいろお話をいただきましたけど、実は、これが一番苦手な部分といえますか、これは図書館だけじゃなくて、行政そのものがそうなのかもしれませんが、非常に効果的な広報というのが苦手なところがあります。これはいろいろな局面で、教育委員会自体が指摘をされております。いろいろやっていることについて、もっと効果的に広報すべきではないか、もっと都民にわかっている努力をすべきではないか。図書館もおそらく同様だろうというふうに考えています。

ただ、あり方検討委員会の中でも考え方を打ち出しましたけれども、情報を発信していこう。都立図書館で情報発信をしていこう。そのために、広報として何が効果的なのかということをも十分考えながらやっていこうというようなことで、これもいろいろご意見をいただきながら、我々も苦手なところなものですから、ご意見をいただきながら、ぜひ取り組んでいきたいなというふうに思っております。管理部長のほうから何か。

【管理部長】 いえ、特に。

【議長】 ありがとうございます。

【都立中央図書館長】 それから、評価についても、1点、委員のほうからもお話をいただきましたけれども、この答申の中にもお書きいただきましたけれども、評価というのはこれから重要だというふうに考えています。どのように都民のニーズを受けとめていくのか。我々が提供しているサービスがどのように達成されているのかという、はかっている仕組みとして非常に重要だと思っております。この点について最後にもお書きいただいておりますけれども、内部の評価、外部の評価も含めて、ぜひオープンな形で、この評価、それを次の経営にフィードバックしていくような、そういうマネジメントの仕組みというようなものもぜひ考えていく必要があるだろうなというふうに思っております。

ちょっと感想めきましたけれども、以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

【委員】 今、行政広報の話が出たので、補足的なところで。

去年の総選挙での自民党の広報活動で、世耕議員のことが結構話題になりましたけれども、結局やられたことというのは、コミュニケーションをコントロールする人間に権限を与えるということと、いろいろなコミュニケーションをする場면을統合的に扱って戦略を組むという、2点だったかなと思います。

縦割りのな中では効果的なコミュニケーションができないとか、だれが責任を持ってコミュニケーションをするかということによって、かわり方の深まりが変わってくるということもあります。自民党広報のときであれば、ブラップジャパンというPR会社と連携し、すべて自分たちだけでやろうとしたわけではなかったこともありますので、ある一定期間に限って、外部のPR会社と試行的にやってみて、ぜひ広報の新しい取り組みを実験なさったら、おもしろいことが出てくるとちょっと思いました。ご参考になるかなと思ひまして、蛇足的な話ですけども、補足させていただきました。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 広報に関連して、私も昨年4月から電気通信大学の広報室員というのを兼任で担当しまして、国立大学受験者数の減少というような問題で、広報は重要なテーマになっておりまして、ことし1年間、随分いろいろな議論をしてきました。そういう中で非常に感じるのは、広報というのは、ただ出していっても、相手の心にどういふふうに、ほんとうに関心のある人にどう届けるかというのは非常に難しく、実際に情報はたくさん出ているんですけども、それがうまく整理されて伝わらない。

そこで、今取り組んでいるのが、東京都の場合ですと、MXテレビさんがあるように、私どもJ:COMさんと組んで、J:COMさんに毎月30分の番組を1本、大学を紹介する番組をつくっていただいているんですね。それを活用して、それをJ:COMさんの了解を得てデジタル化して、切り分けて、毎月30分の番組で大学の中を幾つかの項目に分けて紹介されている。それを全部インターネット上に上げてしまおうということで、上げただけではわからないので、全部切り分けて、これは高校生で入試を考えている方にはこういうところ、私は産学連携推進部門なので、産業界の方にはこういうふうに見ていくと、あるよというようなインデックスをうまくつけて、ガイドしながら、デジタルの映像の情報でできるだけ伝えていく。テレビに出してしまったものですから、最終的にこれは

いろいろな人への配慮というのは、確かに働いて、なかなか情報を出しにくくなるんですけども、既に紹介したものを上げているだけですから、了解を得られているという前提であれば、相当充実したものができらるだろうということで、4月初めの公開を目指して、準備しています。きっとこれができると、国立大学の中でそこまで大学の情報が映像で見られる大学はほかにはないというところをねらってつくったんですけども、毎月30分の番組をつくって、3年か4年、蓄積してきたので、新たにお金はそんなにかからないんですね。MXさんと同じような仕組みの中でやりながら出していくと、非常に安くて、効果的な広報ができる可能性があるのではないかというふうに思っております。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 今のお話の広報とはちょっとずれるんですけど、民間機関とか会社との連携という点で言えば、まだまだいろいろとやっていないことがあるんじゃないかなという気がします。図書館というのは非常にいいことをいっぱいやっており、お金もかけずにいろいろ苦労しているのに、それが都民に使われていない。例えば民間には調査会社とか情報資料を販売している企業はたくさんあります。そういった情報をお金を出してまで買う人たちがたくさんいる現実、そういうものと比べると、例えば一般の都民にとって都立図書館の何が売り物になるのか、何がお金を払ってまで欲しいと思っているのか。例えば、うちのライブラリーみたいに本は少ないんだけど、場所がいいことに対してお金を出す人たちもいる。それは今まで図書館をやっていた方からすれば、「こんなことでお金になるんですか？」と驚かれる世界だと思うんですね。ですから、外の視点というものと一緒に働くことによって、いろいろ工夫できる余地があるのではないかなと、今の広報のお話を伺って思いました。

【議長】 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしければ……。

【副議長】 今のお話はごもっともだと思うんですが、私、その一方で、地方自治体で公共性と広報活動の効率性のバランスをどう考えるかというのは、なかなかおもしろいテーマだと思いますね。確かに民間のやり方を導入することは絶対必要だと思うんですよ。その一方で、地方自治体といいますか、地方公共団体としての公共性をどう担保するのかというふうなことまでどこかで考えなくちゃいけないだろうと思います。それだけに、これはなかなか大きな問題でもあるし、取り組むだけの意義はすごくあるだろう。私自身にとっても1つの大きな宿題だと思いますし、ぜひ協議会だけじゃなくて、都立図書館の方々もそれをお考えいただきたいと思いますね。今、委員が言われたとおり、図書館はす

ごくいいことをやっているのに、なかなかそのことが社会の中で評価されないという部分があります。これは確かに広報なり、コミュニケーションのまずさというふうなこともあるんだと思いますね。その辺、損をしているわけですから、少なくとも得をしないまでも、損をしないような広報戦略なり、コミュニケーションスキルの習得ということは考えていかなくちゃいけないと思いますね。

最後に、直接答申とは関係しないかもしれませんが、多少、今までの話ともかかわるんですが、東京都は、この4月から会計制度の仕組みについて、これを変えていくというか、見直すんだと。例えばバランスシートをつくっていくとか、行政コスト計算書のようなものをつくっていくというふうなことを聞いているんですが、それはほんとうにそうなのかどうか。図書館の場合も、今までのような予算、決算の報告だけじゃなくて、そういうバランスシートを出していくというふうな方向をお考えなのかどうか。それがさっきの評価というふうなこととも、実はつながっていくんですね。どれだけのお金をかけて、どれだけの成果を上げているのかということを見ていく上では、蔵書というものも、都民にとって大きな資産なわけですね。その資産価値というものをどう見ていくのかによって、単年度での会計では済まない話だと私も思っています。そういう意味で、会計制度について、私、18年度から見直したというふうなことを聞いていますので、それが都立図書館の場合もそうなのかどうか、ちょっと確認したいということが1つ。

もう一つは、たまたまこの前都立図書館に寄ったときに、以前、休館日とかなんか書いてあって、裏に場所が書いてある地図については、それこそ広告をとっていたわけですね。2004年度のはベイサイドホテルの広告がちゃんと載ってまして、これはたしかこっちの広告主のほうで全部つくっているんだと。それを図書館に寄贈して、図書館は配っているという話だったんですが、2005年度になりましたら、広告の部分が見事になくなっているわけなんです、この広告収入を上げるといいますか、広告収入でこういうものをつくるというふうなことについてはおやめになったのか。

一方で、横浜市は、つい最近、新聞でも報道されましたように、いろいろな公共機関を広告媒体といいますか、メディアとして活用していくという。横浜市の図書館のホームページには既にバナー広告が出ているわけですね。1月3万円の広告料で、その広告料が図書館に入るということを聞いていますけれども……。東京都としても、そういうふうな広報の一環として、広告料を取るような広報活動というふうなことも以前おやりだったものについてこれからどうするのか。少なくとも2005年度にはなくなっている、これ

は広告主がつかなかったのか。東京都としては募集したんだけど、広告主がつかなかったのか、それとも、こういうことはおやめになったのか。そこだけちょっと、今後のことでもありますので、お尋ねしたいと思います。

【議長】 どうぞ。

【総務課長】 都立図書館の管理部総務課長でございます。

後半に先生のほうからお話のありました昨年までたしかアジュール竹芝だったかと思えますけれども、それを年間の予定表の中に広告として入れておりました。これは今年度のたしか印刷物には載ってなかったと思います。昨年度までその施設と交渉して、結果がうまくいったということなんですけれども、今年度につきましては、交渉がなかなかうまくいきませんで、結果的には広告という形にはなりませんでした。私どもの印刷物媒体を使って、広告ということで連携する考え方というのは1つのアイデアだと思いますので、今後ともいろいろと工夫してやっていきたいというふうに考えております。

【副議長】 そうしますと、都立図書館としては、広告を載せたかったんだけど、折り合いがつかなくて、価格とか何かの面がもしもせんけれども、広告を出す側、広告主がつかなかったということですか。

【総務課長】 そういうことでございます。

【副議長】 わかりました。

【都立中央図書館長】 公会計制度なんですけど、東京都の場合、18年度から会計制度の改革ということで、官庁会計をやめる、企業会計に全部切りかえるということではなくて、両方を一緒に使っていこうと。今まで準備をしてきていまして、どうしたら企業会計が官庁会計の中に入れられるか。具体的に特に難しかったのは、資産の評価のところなんですけれども、教育委員会も実は都立学校、高校と盲・ろう・養護学校について、試行でやってきました。この結果を学校別に公表しています。18年度から都庁全体で一斉にやることになりますので、どの単位でやるかということについてまだ具体的な話を把握していないんですが、おそらく事業所単位ではやることになると思います。学校で既にそういうノウハウを蓄積しておりますので、図書館の場合は図書館の技術的な検討をしなきゃならない問題はあるかもしれませんが、おそらくそういう方向に行くのではないかなというふうに考えています。

【副議長】 そうですか。すると、協議会にも今の会計制度についてのご報告はしていただけるのでしょうか。

【都立中央図書館長】　そうですね。ただ、作業的に取り組まなければならない部分がかなりありますので、実際のバランスシートとか、損益計算書に類したものとかがこのをつくるのは、おそらく年度のかなり押し詰まったところになると思いますけれども、いずれにしろ、そういう作業を全体として進めていくことになりますので、きちんと報告は申し上げたいと思います。

【副議長】　結構です。

【議長】　ありがとうございました。

【委員】　今の広告の件で、営業努力されたんですか。館長は、今のご報告、どのように感じましたか。

【都立中央図書館長】　そうですね。その辺についてはいろいろな努力をしていかなきゃならない中で、おっしゃるとおりの感想を、私は聞きながら持ちましたけれども……。

【委員】　わかりました。

【議長】　それでは、私から、感想も含めて、一言お礼を申し上げたいと思います。

この任期の間に、全体の協議会は5回しか開けなかったということでございます。あまり会議の時期が離れると、前の議論を忘れてしまうということもあって、なるべく詰めてやろうということで会議開催しました。年度の途中からこの諮問の議論を始めて、任期を若干残して終わることになりました。私の議事の取りまとめの不手際もございまして、皆様方から十分にご意見を伺えなかったのではないかというふうにじくじたるものがございましてけれども、いずれにいたしましても、作業部会の皆様方をはじめ、このように答申ができましたことを大変うれしく思っております。ほんとうにありがとうございました。特に作業部会部会長をお務めいただきました糸賀先生、ありがとうございました。

最後になりましたけれども、事務局のほうも議論の進め方についていろいろ資料をつくっていただきまして、効率的な審議ができたことについてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、若干時間は早うございますが、本日の協議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

了